神戸市民のくらしをまもる条例施行規則

（平成17年６月１日規則第18号）

制定　昭和49年７月15日規則第 81号
改正　昭和50年１月６日規則第132号
改正　昭和51年５月11日規則第 41号
改正　昭和52年10月１日規則第 93号
改正　昭和53年４月１日規則第 26号
改正　昭和53年６月６日規則第 53号
改正　昭和54年１月25日規則第112号
改正　昭和54年９月１日規則第 36号
改正　昭和54年11月20日規則第 65号
改正　昭和56年４月１日規則第　3号
改正　昭和57年６月21日規則第 41号
改正　昭和58年３月19日規則第112号
改正　昭和58年10月１日規則第 44号
改正　昭和60年４月１日規則第 10号
改正　昭和61年９月18日規則第 38号
改正　昭和63年１月20日規則第 63号
改正　平成２年10月22日規則第 36号
改正　平成３年６月25日規則第 19号
改正　平成５年５月31日規則第 29号
改正　平成６年６月15日規則第 24号
改正　平成８年４月１日規則第　4号
改正　平成９年２月18日規則第 87号
改正　平成11年４月１日規則第　2号
改正　平成12年３月31日規則第134号
改正　平成13年３月30日規則第 70号
改正　平成14年９月５日規則第 27号
制定　平成17年６月１日規則第 18号
（全面改正）
改正　平成18年３月31日規則第121号
改正　平成21年３月31日規則第 63号
改正　平成21年３月31日規則第 63号
改正　平成23年１月14日規則第 25号

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則（昭和49年７月規則第81号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は，神戸市民のくらしをまもる条例（平成17年４月条例第２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則で使用する用語は，条例で使用する用語の例による。

（事業者の商品又は役務に係る必要な措置）

第３条　条例第10条第２項に規定する措置は，別表第１左欄に掲げる事業者による同表右欄に掲げる措置とする。

（欠陥商品等に係る情報提供）

第４条　条例第11条第３項に規定する市民の消費生活の安全を確保するため必要があると認めるときは，次に掲げるときとする。

⑴　欠陥商品等である疑いがある商品又は役務（以下「欠陥の疑いのある商品等」という。）に係る被害が多数発生するおそれがあるとき。

⑵　欠陥の疑いのある商品等に係る被害が消費者に重大な影響を与え，又は与えるおそれがあるとき。

⑶　消費者の健康，身体又は財産の安全を確保するため市長が特に必要があると認めるとき。

⑷　条例第11条第２項の規定による立証の求めに対し，当該事業者が虚偽の資料若しくは不当な手段により立証を行い，又は正当な理由なくその求めに応じないとき。

２　条例第11条第３項に規定する情報は，次に掲げるものとする。

⑴　事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては，名称及びその代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

⑵　商品名又は役務名

⑶　商品又は役務の問題点

⑷　前３号に掲げるもののほか，市長が必要があると認める情報

３　市長は，条例第11条第３項に規定する情報を提供するに当たり，必要があると認めるときは，神戸市消費者苦情処理審議会（以下「苦情処理審議会」という。）の意見を聴くものとする。

４　条例第11条第３項の規定による情報の提供は，市の広報紙，新聞，放送，インターネットその他の適切な方法により行うものとする。

（欠陥商品等に係る指導等）

第５条　前条第３項の規定は，条例第13条第１項の規定による指導若しくは勧告又は同条第２項の規定による公表について準用する。

（商品の表示事項）

第６条　条例第17条第１項の規則で定める必要な事項は，別表第２（事業者が商品と役務とを併せて提供する場合（次条及び第８条において「特定場合」という。）にあっては，別表第４）のとおりとする。

（役務の表示事項）

第７条　条例第17条第２項の規則で定める事業者，役務及び必要な事項は，別表第３（特定場合にあっては，別表第４）のとおりとする。

（商品及び役務の表示の方法等）

第８条　条例第17条第３項の規則で定める表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項は，商品を提供する場合（特定場合を除く。）にあっては別表第２，役務を提供する場合（特定場合を除く。）にあっては別表第３，特定場合にあっては別表第４のとおりとする。

（単位価格表示）

第９条　条例第18条第２項の規則で定める事業者は，次に掲げるものとする。

⑴　売場面積が300平方メートル以上の店舗において小売業を営んでいる者

⑵　消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づき設立された消費生活協同組合

２　条例第18条第２項の規則で定める商品及び基準量は，別表第５のとおりとする。

３　条例第18条第２項の規定による基準量当たりの価格の表示は，有効数字の４けた目を四捨五入することによる３けたの有効数字により，並びに消費者の見やすい方法により，及び見やすい箇所に行うものとする。

（役務料金の表示）

第10条　条例第18条第３項の規則で定める事業者及び役務は，別表第６のとおりとする。

２　条例第18条第３項の規定による表示は，日本工業規格Z8305に規定する42ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いたものであって，統一のとれたものとする。

（保証表示）

第11条　条例第20条の規則で定める商品は，別表第７に掲げるものとする。

２　条例第20条の規則で定める事項は，別表第８に掲げるものとする。

３　条例第20条の規定による表示は，保証書の提示及びその内容の説明により行うものとする。

（金銭消費貸借契約書等の交付）

第12条　条例第21条第１項の金融業を営む事業者（以下この条において単に「事業者」という。）は，次に掲げる者とする。

⑴　銀行法（昭和56年法律第59号）第２条第１項に規定する銀行

⑵　信用金庫法（昭和26年法律第238号）第２条に規定する信用金庫及び信用金庫連合会

⑶　労働金庫法（昭和28年法律第227号）第３条に規定する労働金庫及び労働金庫連合会

⑷　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条第２号に規定する信用協同組合及び同条第３号

に規定する協同組合連合会

⑸　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第５条に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会

⑹　水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第２条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

⑺　株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第１条に規定する株式会社日本政策金融公庫

⑻　保険業法（平成７年法律第105号）第２条第２項に規定する保険会社

２　条例第21条第１項の規定による交付は，次に掲げる融資以外の融資について行うものとする。

⑴　消費者の当該事業者に対して持つ預金債権その他これに類する権利を担保とする融資

⑵　独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第１項第12号及び第13号に規定する貸付け並びに沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第19条第１項第２号の規定による恩給等（国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）第２条第１項に規定する恩給等をいう。）を担保とする小口の資金の貸付け

⑶　現金自動支払機，現金自動預払機その他これらに類する機械による融資

３　条例第21条第１項の規定により交付する書面（以下「金銭消費貸借契約書等」という。）は，次に掲げる項目が記載されたものとする。

⑴　貸付金額

⑵　貸付年月日

⑶　元金の返済期日

⑷　年利

⑸　利息の支払方法及び支払期日

⑹　違約金

⑺　前各号に掲げるもののほか，基本的な契約条項

４　条例第21条第１項の規定による交付は，当該契約の内容を消費者に説明して行うものとする。

（受取書等交付の省略）

第13条　条例第21条第２項ただし書の規則で定める場合は，次に掲げる弁済を受けた場合とする。

⑴　振込みによる弁済

⑵　振替による弁済

⑶　給与明細書その他の書面で弁済が確認できる場合における給与からの引去りによる弁済

（不当な取引行為）

第14条　条例第23条第１項及び第２項の規則で定める行為は，別表第９に掲げる行為とする。

２　市長は，消費者からの申出に基づき，別表第９に掲げる行為に該当するかどうかの判定を行うものとする。

３　市長は，前項の判定を行うに当たり，必要があると認めるときは，苦情処理審議会の意見を聴くものとする。

（不当な約款）

第15条　市長は，消費者からの申出に基づき，条例第24条に規定する約款に該当するかどうかの判定を行うものとする。

２　市長は，前項の判定を行うに当たり，必要があると認めるときは，苦情処理審議会の意見を聴くものとする。

（不当な取引行為等に係る調査，指導等）

第16条　第４条第３項の規定は，条例第25条第２項の規定による指導若しくは勧告又は同条第３項の規定による公表について準用する。

（過大包装の基準）

第17条　条例第26条第２項の過大包装の基準は，次の各号のいずれかに該当する消費者包装とする。

⑴　内容品以外の空間容積が必要以上に大きなもの

⑵　内容品の価格に比べて必要以上に包装経費をかけているもの

⑶　内容品の名称，量目，価格，使用方法，性状その他これらに類する事項について消費者の商品選択に資するための適切な表示又は説明のないもの

⑷　商品の無理な詰合せ又は抱合せをしているため必要以上に大きくなっているもの

⑸　明らかに二次使用を偽装したもの

（過大包装の判定）

第18条　市長は，消費者からの申出に基づき，条例第26条第１項の過大包装に該当するかどうかの判定を行うものとする。

２　市長は，前項の判定を行うに当たり，必要があると認めるときは，苦情処理審議会の意見を聴くものとする。

（あっせん又は調停の通知）

第19条　市長は，条例第32条第１項の規定により苦情処理審議会のあっせん又は調停に付したときは，その旨を当該苦情の申出者及びその相手方となる事業者に通知するものとする。

（情報提供）

第20条　条例第37条に規定する必要があると認めるときは，次に掲げるときとする。

⑴　特定の事業者に係る商品又は役務についての苦情相談（以下「商品等の苦情相談」という。）が多数寄せられているとき。

⑵　商品等の苦情相談が増加する傾向にあるとき。

⑶　商品等の苦情相談が短期間に増大しているとき。

⑷　特定の事業者に係る商品又は役務についての被害（以下「商品等の被害」という。）が多数発生するおそれがあるとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか，商品等の被害が消費者に重大な影響を与え，又は与えるおそれがあるとき。

２　条例第37条に規定する必要な情報は，次に掲げるものとする。

⑴　事業者の住所（法人その他の団体にあっては，主たる事務所の所在地）

⑵　販売方法又は商品若しくは役務の問題点

⑶　被害者の居住する地域

⑷　前３号に掲げるもののほか，市長が必要があると認める情報

３　第４条第３項及び第４項の規定は，条例第37条の規定による情報の提供について準用する。

（重要物資の指定等）

第21条　市長は，条例第46条の規定による指定をしたときは，その旨を告示するものとする。当該指定を解除したときも，同様とする。

（立入検査）

第22条　条例第48条第２項の規定により立入調査を行う職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係人に提示しなければならない。

２　前項の証明書は，様式によるものとする。

（施行細目の委任）

第23条　この規則の施行に関し必要な事項は，市民参画推進局長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は，平成17年７月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前に改正前の神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の規定によってした処分，手続その他の行為は，この規則中にこれに相当する規定がある場合には，この規則の相当規定によってしたものとみなす。

附　則（平成18年３月31日規則第121号）（抄）

この規則は，平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月31日規則第63号）

この規則は，平成21年10月１日から施行する。ただし，第12条第１項第７号の改正規定は，公布の日から施行する。

附　則（平成23年１月14日規則第25号）

この規則は，平成23年　３月１日から施行する。ただし，別表第２の改正規定は，公布の日から施行する。

別表第１（第３条関係）

事　業　者	条例第10条第２項に規定する措置
クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第２条第２項に規定する営業者	⑴　石油系溶剤でドライクリーニングをした洗濯物については，取扱上の注意として，次に掲げる例に準じて表示すること。 ドライクリーニング溶剤が残って皮膚障害を起こすこともありますので，お持ち帰りの後は，必ず袋から出して，風通しのよい日陰で乾燥し，時間をおいて着てください。 ⑵　前号の取扱上の注意は，洗濯物に返却用の包装をする場合は，ラベル又は印刷で包装の見やすい箇所に表示し，当該包装をしない場合は，店頭その他の見やすい箇所に表示するとともに，消費者に口頭で説明すること。 ⑶　前号の規定による表示は，包装にラベルで表示するものについては日本工業規格Z8305に規定する８ポイント以上，包装に印刷で表示するものについては日本工業規格Z8305に規定する28ポイント以上，店頭に表示するものについては日本工業規格Z8305に規定する42ポイント以上の大きさの文字及び数字とすること。 ⑷　第２号の表示に用いる文字及び数字の色は，背景の色と対照的な色とすること。

別表第２（第６条関係）

商　品　名	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
防炎又は難燃の表示を付している繊維製品（消防法（昭和23年法律第186号）第８条の３第２項の規定による表示を付しているものを除く。）	⑴　素材の性質及び洗濯により防炎又は難燃の効果に与える影響 ⑵　使用上の注意	⑴　素材の性質及び洗濯により防炎又は難燃の効果に与える影響については，次のいずれかに掲げる例に準じて表示すること。 素材に防炎加工を施したものですので，洗濯によって防炎の効果が低下することがあります。 素材自体が難燃性のものですので，洗濯によって難燃の効果が低下することはありません。 ⑵　使用上の注意は，次に掲げる例に準じて表示すること。 引火したら素早く火元から離すこと。 ⑶　縫い付けラベル又は下げ札により，本体の見やすい箇所に防炎又は難燃の表示及び前２号の表示をすること。
給湯器	※使用上の注意	⑴　使用上の注意は，次のいずれかに掲げる例に準じて表示すること。 飲まないように 最初に出るコップ〇杯程度の水は，飲用に適しません。 飲まないように 最初の〇秒間に出る水は，飲用に適しません。 ⑵　ラベル又は印刷により，本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。
オーブン（レンジ機能を備えたものを含む。）及びレンジ	※使用上の注意	⑴　使用上の注意は，次に掲げる例に準じて表示すること。 水をかけないように 使用中前面のガラスに水がかかると割れるおそれがありますので，水がかからないようにしてください。 ⑵　ラベル又は印刷により，本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。

商　品　名	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
こんろ	※使用上の注意	⑴　使用上の注意は，次に掲げる例に準じて表示すること。 火をつけたまま離れたり，外出，就寝をしないこと 料理中のものが焦げたり，燃えたりするなど，火災の原因になります。特に天ぷらその他の揚げ物をしているときは，注意してください。 ⑵　ラベル又は印刷により，本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。
ストーブ	※使用上の注意	⑴　使用上の注意は，次に掲げる例に準じて表示すること。 カーテン，寝具その他の燃えやすいものの近くで使用しないこと。 火災の原因になります。 就寝中又は外出中に使用しないこと。 ⑵　ラベル又は印刷により，本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。
食品包装用ラップフィルム（食品の保存調理等に使用される気密性，耐水性，耐油性，密着性等の性質を有する合成樹脂の薄膜で紙管等に巻かれたものであって，家庭用のものをいう。）	⑴　品名 ⑵　原材料名 ⑶　添加物名 ⑷　耐熱温度及び耐冷温度 ⑸　使用用途又は※使用上の注意 ⑹　寸法	⑴　耐熱温度及び耐冷温度は，次に掲げる例に準じて表示すること。 耐熱温度○○度，耐冷温度○○度 ⑵　使用用途又は使用上の注意は，次に掲げる例に準じて表示すること。 電子レンジに使用できます。 油性の強い食品を直接包んで電子レンジに入れないでください（使用上の注意の場合）。 ⑶　寸法は，次に掲げる例に準じて表示すること。 幅○○センチメートル，長さ○○メートル ⑷　ラベル又は印刷で包装の見やすい箇所に表示すること。
ポリ袋（ポリオレフィン系又はポリ塩化ビニル系のフィルムを製袋したものであって，家庭用のものをいう。）	使用用途	⑴　使用用途は，次に掲げる例に準じて表示すること。 食品包装に使用できます。 ⑵　ラベル又は印刷で包装の見やすい箇所に表示すること。

商　品　名	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
プレミックス類（小麦粉に糖類，油脂，粉乳，卵粉，膨張剤，食塩，香料等の全部又は一部を混合して製造したホットケーキミックス，天ぷら粉その他これらに類する調製粉であって，容器に入れ，又は包装したものをいう。）	使用上の注意	⑴　使用上の注意は，開封後の取扱方法，調理方法等を表示すること。 ⑵　容器又は包装の見やすい箇所に表示すること。
つくだ煮類（しょうゆ，砂糖その他の調味料を加えて煮しめた水産品，農産畜産品その他の類似品（でんぶ及びそぼろ煮を含む。）であって，容器に入れ，又は包装したものをいう。）及び煮豆（大豆，金時豆，うずら豆その他の豆を主原料として砂糖その他の調味料を加えて煮しめたものであって，容器に入れ，又は包装したものをいう。）	使用上の注意	⑴　使用上の注意は，開封後の取扱方法等を表示すること。 ⑵　容器又は包装の見やすい箇所に表示すること。

商　品　名	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
調理冷凍食品（製造し，若しくは調理し，又は加工した食品を凍結したもの（調理冷凍食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1676号）第２条の表に規定する冷凍魚フライ，冷凍えびフライ，冷凍いかフライ，冷凍かきフライ，冷凍コロッケ，冷凍カツレツ，冷凍しゅうまい，冷凍ぎょうざ，冷凍春巻，冷凍ハンバーグステーキ，冷凍ミートボール，冷凍フィッシュハンバーグ，冷凍フィッシュボール，冷凍米飯類及び冷凍めん類を除く。）であって，容器に入れ，又は包装したものをいう。）	⑴　原材料の配合割合 ⑵　使用方法	⑴　原材料の配合割合は，商品名に原材料の一部の名称が付けられた製品にあっては，当該原材料の配合時の標準配合比をパーセントで明記して表示すること。ただし，内容量を数量で表示する製品にあっては，その表示を省略することができる。 ⑵　使用方法は，解凍方法，調理方法等を表示すること。 ⑶　容器又は包装の見やすい箇所に表示すること。
焼肉のたれ類（しょうゆ，みそ，果実，野菜類等を主原料に糖類，香辛料，調味料，アルコール，油脂，ごま，食酢，食塩等を加えて調製したもので，肉の漬け込み，素焼き，フライパン焼き，鉄板焼き等主に肉の調味料として利用されるものであって，容器に入れ，又は包装したものをいう。）	使用上の注意	⑴　使用上の注意は，開封後なるべく早く使用する必要がある旨等を表示すること。 ⑵　容器又は包装の見やすい箇所に表示すること。
カット野菜及びカットフルーツ（１種類又は数種類の野菜又は果実を小さく切り，その他食べやすく調製又は加工を行ったものであって，容器に入れ，若しくは包装し，又は適宜の選択により容器に入れ，若しくは包装するものをいう。）	調製月日又は加工月日	⑴　調製月日又は加工月日は，消費者が購入する商品として調製又は加工を完了した月日をいい，次のいずれかに掲げる例に準じて表示すること。 調製月日（加工月日）　○月○日 ○．○調製（加工） ⑵　容器又は包装の見やすい箇所に表示すること

商　品　名	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
医薬部外品(薬事法（昭和35年法律第145号）第２条第２項に規定する医薬部外品(同項第１号イ又は第２号に掲げることが目的とされているもの及び薬事法第２条第２項第３号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬部外品（平成21年厚生労働省告示第25号）第３号に規定するものを除く。)をいう。)	⑴　※異常が生じたときの注意 ⑵　※身体への危害を防止するための正しい使い方	⑴　異常が生じたときの注意は，次に掲げる例に準じて表示すること。 異常が生じたときは ○○○○などの異常が生じたときは，直ちに使用を中止し，医師の診療を受けてください。 ⑵　シール，ステッカー又は印刷で直接の容器又は直接の被包に表示すること。ただし，容器又は被包の表面積が小さいため印刷等が困難であるときは，市長の指示する方法で表示すること。
化粧品（薬事法第２条第３項に規定する化粧品をいう。以下同じ。）	⑴　子供用化粧品以外の化粧品にあっては，※異常が生じたときの注意 ⑵　子供用化粧品にあっては，※使用上の注意	⑴　異常が生じたときの注意は，次に掲げる例に準じて表示すること。 異常が生じたときは ○○○○などの異常が生じたときは，直ちに使用を中止し，医師の診療を受けてください。 ⑵　使用上の注意は，次に掲げる例に準じて表示すること。 勝手に使わせないように この化粧品は，おもちゃではありません。必ず保護者の監視のもとで使用させてください。 ⑶　ラベル又は印刷で直接の容器又は直接の被包に表示すること。ただし，容器又は被包の表面積が小さいため印刷等が困難であるときは，市長の指示する方法で表示すること。

商　品　名	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
歯磨き（薬事法第２条第２項に規定する医薬部外品に該当する歯磨き（以下「医薬部外品歯磨き」という。）及び化粧品に該当する歯磨き（以下「化粧品歯磨き」という。）であって，内容量が50グラム以上（液体のものにあっては，50ミリリットル以上）のもの（旅行に持って行く用途等に供するために同一成分の通常の商品よりも内容量を少なくしているもの（同一成分の通常の商品について，この規則の規定に基づく表示がなされているものに限る。）を除く。）をいう。）	＊成分の用途	⑴　医薬部外品歯磨き（化粧品に準じて薬事法第61条第４号に規定する成分の名称を表示した歯磨き（以下「全成分表示歯磨き」という。）を除く。）にあっては，次により表示すること。 ア　成分の用途は，研磨剤，発泡剤，着色剤，香料その他の薬剤の名称を用いて表示すること。 イ　アの薬剤の名称の配列は，それぞれの薬剤に含まれている成分の量の多い順とすること。この場合において，複数の用途を有する成分があるときは，その成分は，その主要な用途となっている薬剤に含まれているものとすること。 ウ　アの薬剤の名称に併記して，各薬剤に係る成分（当該薬剤として利用することを主要な用途としているものに限る。）の名称を表示すること。この場合において，同じ薬剤に係る成分が複数の種類あるときは，量の多いものから順に表示すること。 ⑵　化粧品歯磨き及び全成分表示歯磨きにあっては，成分の用途は，薬事法第61条第４号の規定により記載された成分の名称（全成分表示歯磨きにあっては，化粧品に準じて表示した成分の名称）に併記して，研磨剤，発泡剤，着色剤，香料その他の薬剤の名称を用いて表示すること。ただし，水その他の用途を特定するのが困難な成分にあっては，成分の用途に係る表示を省略することができる。 ⑶　ラベル又は印刷で包装の見やすい箇所に表示すること。

備考

1　表示は，※印を付した事項の見出しについては日本工業規格Z8305に規定する９ポイント以上，＊印を付した事項の見出しについては日本工業規格Z8305に規定する６ポイント以上，その他については日本工業規格Z8305に規定する８ポイント以上の大きさの文字及び数字とすること。

2　見出しは，簡潔な表現とすること。

3　※印を付した事項の表示に用いる文字及び数字の種類は，ゴシック体とすること。

4　表示に用いる文字及び数字の色は，背景の色と対照的なものとすること。

別表第３（第７条関係）

事業者	役　務	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
保険業法第２条第３項に規定する生命保険会社	生命保険契約に係る役務	⑴　保険契約の申込みの撤回又は解除（以下「申込みの撤回等」という。）に関する次に掲げる事項 ア　申込みの撤回等を行うことができる旨（申込みの撤回等を行うことができない場合は，その旨） イ　申込みの撤回等の方法 ウ　申込みの撤回等を行うことができる期間 ⑵　告知義務（保険契約の締結に際して保険契約者又は被保険者が被保険者に関する一定の事実の申出（以下この項において「告知」という。）を行わなければならないことをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項 ア　告知に係る書類は，保険契約者又は被保険者自身が記入すべき旨 イ　告知義務の違反に係る効果 ウ　ア又はイに掲げるもののほか，告知義務に関する事項 ⑶　保険会社の責任開始期 ⑷　保険料払込みの方法 ⑸　保険料払込みの猶予期間及び保険契約の失効に関する事項 ⑹　保険契約の復活に関する事項 ⑺　保険会社の保険金支払の免責事由 ⑻　解約返戻金（保険契約者が保険契約を解約した場合に，保険会社が保険契約者に支払う金額をいう。）に関する事項	⑴　表示は，消費者から保険契約の申込みを受ける前に当該適正に表示しなければならない必要な事項を表示した書面（以下「契約のしおり」という。）を消費者に提示し，その内容を説明することにより行うこと。 ⑵　表示を保険業法第２条第17項に規定する生命保険募集人（以下「募集人」という。）に行わせるときは，当該募集人に，当該保険契約の契約手続についての当該募集人の権限の範囲を併せて説明させること。 ⑶　契約のしおりにおいて， 表示しなければならない事項の記載は，日本工業規格Z8305に規定する８ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし，その色は背景の色と対照的なものとすること。 ⑷　消費者から保険契約の申込みを受ける際，当該保険契約に係る保険約款及び契約のしおりを消費者に交付し，かつ，第１号の表示を行ったことを消費者に示すため，その旨を記載した書面を消費者に交付する等適切な措置をとること。 ⑸　消費者に対し，保険業法第309条第２項前段の規定による提供を行ったときは，電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により，前各号（第３号を除く。）の規定による措置を行うことができる。

事業者	役　務	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
信販会社，中小小売商団体その他の消費者に信用を供与する事業者（以下「信販会社等」という。）	クレジット契約に係る役務	⑴　信販会社等の氏名又は名称並びに住所及び電話番号 ⑵　クレジット契約の対象となる商品又は役務に関する次に掲げる事項 ア　商品の名称又は役務の内容 イ　商品の販売業者又は役務の提供業者（以下「販売業者等」という。）の氏名又は名称並びに住所及び電話番号 ウ　商品の引渡時期又は役務の提供時期 エ　商品の引渡し又は役務の提供と同時にその代金の全額を支払う場合の価格 ⑶　消費者が信販会社等に分割して支払わなければならない金銭の総額並びにその支払の期間及び回数 ⑷　消費者が信販会社等に支払わなければならない手数料の料率（割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第13条の２第２項に規定する方法の例により算定した実質年率をいう。） ⑸　消費者，販売業者等及び信販会社等の間に生ずる契約関係（以下「多面的契約関係」という。）並びにその仕組みに関する事項 ⑹　商品又は役務の欠陥等を理由とする消費者の信販会社等に対する金銭の支払の拒否（以下「欠陥等による支払拒否」という。）に関する次に掲げる事項 ア　欠陥等による支払拒否を	⑴　表示は，消費者からクレジット契約の申込みを受ける前に当該表示しなければならない事項を表示した書面（以下「クレジット契約の内容を明らかにした書面」という。）を消費者に提示し，その内容を説明することにより行うこと。 ⑵　クレジット契約の内容を明らかにした書面において，表示しなければならない事項の記載は，日本工業規格Z8305に規定する８ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし，その色は背景の色と対照的なものとすること。 ⑶　多面的契約関係及びその仕組みに関する事項については，消費者が理解しやすいように次の例のように図を用いて表示すること。 ア　多面的契約関係 （例） 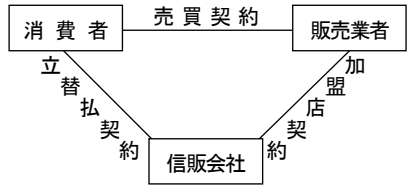 イ　仕組み （例） 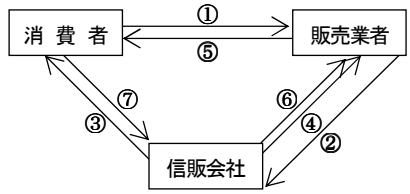 ①　商品購入の申込み ②　信用調査依頼 ③　信用調査 ④　承認通知 ⑤　商品引渡し ⑥　商品代金一括払 ⑦　商品代金に手数料を加算した額の分割払

事業者	役　務	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
		行うことができる場合がある旨並びにその理由及び具体例（欠陥等による支払拒否を行うことができない場合は，その旨） イ　欠陥等による支払拒否を行う場合の方法 ⑺　消費者と販売業者等との間の商品の販売又は役務の提供に係る契約（以下「売買契約等」という。）が無効である場合又はクレジット契約成立後に解除された場合における消費者の信販会社等に対する金銭の支払に関する次に掲げる事項 ア　支払の要否 イ　既に支払のあった金銭の返還の有無	⑷　欠陥等による支払拒否に関する事項については，消費者の注意を引くように朱書きその他の方法により表示すること。 ⑸　欠陥等による支払拒否を行う場合の方法において，その理由となる商品又は役務の欠陥等の状況を説明した書面（以下この表において「説明書面」という。）を信販会社等に提出しなければならないとされている場合にあっては，説明書面の用紙をクレジット契約の内容を明らかにした書面に添付すること。ただし，クレジット契約の内容を明らかにした書面に，消費者の請求により説明書面の用紙を遅滞なく交付する旨及びその請求先の表示がある場合は，この限りでない。 ⑹　クレジット契約の内容を明らかにした書面において，売買契約等に関する事項を表示する場合には，見出しをつける等の方法により，クレジット契約に関する事項と混同が生じないようにすること。 ⑺　消費者からクレジット契約の申込みを受ける際には，クレジット契約の内容を明らかにした書面を消費者に交付すること。 ⑻　消費者に対し，割賦販売法（昭和36年法律第159号）第４条の２第１項前段の規定による提供を行った場合は，電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により，前各号（第２号を除く。）の規定による措置を行うことができる。

事業者	役　務	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
消費者に衣装の賃貸をする事業者	衣装の賃貸借契約に係る役務	解約料（消費者が賃貸借契約を解除した場合に，消費者が賃貸業者に支払う金額をいう。）に関する事項	⑴　表示は，消費者から賃貸借契約の申込みを受ける前に当該表示しなければならない事項を表示した書面を消費者に提示し，又は当該表示しなければならない事項を店頭その他の見やすい箇所に表示することにより行うこと。 ⑵　表示は，書面に表示する場合については日本工業規格Z8305に規定する８ポイント以上，店頭その他の見やすい箇所に表示する場合については日本工業規格Z8305に規定する42ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし，その色は，背景の色と対照的なものとすること。
消費者に音楽又は映像が記録されている音楽・映像用メディア（以下単に「音楽・映像用メディア」という。）の賃貸をする事業者	音楽・映像用メディアの賃貸借契約に係る役務	⑴　損害賠償額（賃借した音楽・映像用メディアを消費者が紛失し，又は損傷した場合に，消費者が賃貸業者に支払う金額をいう。）に関する事項 ⑵　延滞料（賃借した音楽・映像用メディアの返却が遅延した場合に，消費者が賃貸業者に支払う金額をいう。）に関する事項	⑴　表示は，消費者から賃貸借契約の申込みを受ける前に当該表示しなければならない事項を表示した書面を消費者に提示し，又は当該表示しなければならない事項を店頭その他の見やすい箇所に表示することにより行うこと。 ⑵　表示は，書面に表示する場合については日本工業規格Z8305に規定する８ポイント以上，店頭その他の見やすい箇所に表示する場合については日本工業規格Z8305に規定する42ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし，その色は，背景の色と対照的なものとすること。

備考　この表において「クレジット契約」とは，消費者が販売業者等から商品を購入し，又は役務の提供を受ける場合において，販売業者等のあっせん又は代理により，信販会社等が，消費者との間で，代金の立替払，代金債権の買取り，代金に充てるための消費者への金銭の貸付けその他の方法により，消費者の販売業者等に対する代金債務を消滅させ，後に消費者から分割して代金に相当する額又は貸し付けた金額等に手数料を加えた額の金銭の支払を受けることを約する契約をいう。ただし，割賦販売法第２条第２項に規定するローン提携販売に係る金銭消費貸借契約並びに同条第３項第１号及び第３号に規定する割賦購入あっせんに係る契約に該当するものを除く。

別表第４（第８条関係）

事　業　者	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
学習教材と役務（家庭教師の派遣，教室の運営等をいう。）を併せたもの（以下「役務付き学習教材」という。）を提供する事業者	⑴　教材に関する次に掲げる事項 ア　教材の名称又は内容 イ　当該教材の対象とする学年，科目及び分野 ウ　当該教材の種類及び数量 エ　販売事業者の氏名又は名称，住所及び電話番号 ⑵　役務に関する次に掲げる事項 ア　役務の内容 イ　講義を行う場合にあっては，当該講義を行う場所及び生徒数 ウ　役務を提供する頻度及び回数 エ　役務を提供する事業者の氏名又は名称，住所及び電話番号	⑴　表示は，消費者から役務付き学習教材に関する契約の申込みを受ける前に当該表示しなければならない事項を表示した書面を消費者に提示し，その内容を説明することにより行うこと。 ⑵　表示は，日本工業規格Z8305に規定する８ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし，その色は，背景の色と対照的なものとすること。 ⑶　教材の種類については，次に掲げる例に準じて表示すること。 書籍　カセットテープ　ＣＤ（コンパクトディスク）　ビデオテープ　ＤＶＤ ⑷　生徒数に関する事項については，１クラス当たりの生徒の概数又は予定数を表示すること。 ⑸　頻度及び回数は，役務を提供する頻度とその提供する合計回数が明らかになるよう，次に掲げる例に準じて表示すること。 週○回　年間合計○○回 ⑹　消費者から役務付き学習教材に関する契約の申込みを受ける際，当該契約の内容を明らかにした書面を消費者に交付する等適切な措置をとること。

別表第５（第９条関係）

商　　品	基　　準　　量
食用油	10グラム又は100グラム
マーガリン類	10グラム又は100グラム
小麦粉	100グラム
砂糖	100グラム
精肉	100グラム
はちみつ	10グラム又は100グラム
さけ	100グラム
まぐろ	100グラム
トマトケチャップ	10グラム又は100グラム
干ししいたけ	10グラム又は100グラム
ジャム	10グラム又は100グラム
緑茶	10グラム又は100グラム
紅茶	10グラム又は100グラム
インスタントコーヒー	10グラム又は100グラム
ココア	10グラム又は100グラム
純カレー及び即席カレー（調理済みのものを除く。）	10グラム又は100グラム
マカロニ	100グラム
スパゲッティ	100グラム
パン粉	100グラム
ハム	100グラム
ソーセージ	100グラム
ベーコン	100グラム
粉ミルク	100グラム
インスタントクリーミングパウダー	10グラム又は100グラム
ヨーグルト	100グラム
バター	10グラム又は100グラム
チーズ	10グラム又は100グラム
煮干し	10グラム又は100グラム
削り節	10グラム又は100グラム
干しわかめ	10グラム又は100グラム
食塩	10グラム又は100グラム
みそ	100グラム
ソース	10ミリリットル，100ミリリットル，10グラム又は100グラム
ドレッシング類	10ミリリットル又は100ミリリットル（サラダドレッシング及び半固形状ドレッシングにあっては，10グラム又は100グラム）

商　　品	基　　準　　量
マヨネーズ	10グラム又は100グラム
うま味調味料	10グラム又は100グラム
トイレットペーパー	10メートル
紙おむつ	１枚
シャンプー	10ミリリットル，100ミリリットル，10立方センチメートル，100立方センチメートル，10グラム又は100グラム
ヘアリンス	10ミリリットル，100ミリリットル，10立方センチメートル又は100立方センチメートル
歯みがき類	10グラム又は100グラム
衣料用の合成洗剤及び粉石けん	10グラム又は100グラム
食器等の洗浄に用いられる台所用洗剤	10ミリリットル，100ミリリットル，10立方センチメートル，100立方センチメートル，10グラム又は100グラム

別表第６（第10条関係）

事　　業　　者	役　　務
理容師法（昭和22年法律第234号）第１条第３項に規定する理容所の開設者	⑴　総合調髪（カット（頭髪の刈込をいう。以下この表において同じ。），シェービング（顔そりをいう。以下同じ。），シャンプー（洗髪をいう。以下同じ。），セット（調髪の仕上げをいう。以下この表において同じ。）の各施術を組み合わせて行うことをいう。） ⑵　子供調髪 ⑶　シェービング
美容師法（昭和32年法律第163号）第２条第３項に規定する美容所の開設者	⑴　パーマネントウェーブ ⑵　シャンプー ⑶　カット ⑷　セット又はブロー ⑸　ヘア・ダイ ⑹　ヘア・マニキュア ⑺　ヘア・トリートメント
クリーニング業法第２条第２項に規定する営業者	次に掲げる物のクリーニング ⑴　背広上下 ⑵　背広上衣 ⑶　ズボン類（ズボン，スラックス，パンツその他これらに類するもののうち，当該店舗において取り扱う代表的な物をいう。） ⑷　コート類（トレンチコート，レインコートその他これらに類するもののうち，当該店舗において取り扱う代表的な物をいう。） ⑸　ジャンパー・ジャケット類（ジャンパー，ジャケット，ブレザーその他これらに類するもののうち，当該店舗において取り扱う代表的な物をいう。） ⑹　ワンピース ⑺　婦人上衣 ⑻　スカート ⑼　学生服上下 ⑽　学生服上衣 ⑾　セーター ⑿　カーディガン ⒀　ドレスシャツ ⒁　ワイシャツ ⒂　ブラウス ⒃　ふとんカバー ⒄　シングルのシーツ ⒅　シングルの毛布 ⒆　ウール着物 ⒇　ネクタイ

別表第７（第11条関係）

⑴　ミシン

⑵　パーソナルコンピュータ

⑶　電話機（ファクシミリ機能を有するものを含む。）

⑷　携帯電話端末の本体及びその充電器（アダプターを含む。）

⑸　エアコンディショナー

⑹　テレビジョン受信機

⑺　ビデオテープレコーダー（磁気テープを用いた映像記録の再生装置をいう。）

⑻　ディスクプレーヤー又はディスクレコーダー（光ディスクその他のディスクの媒体を用いた音声の録音若しくは再生又は映像の記録若しくは再生の装置をいう。）

⑼　カメラ一体型ビデオ（レンズと撮像素子を備え，撮像された動画像を磁気テープその他の媒体に記録する装置をいう。）

⑽　テープレコーダー（実用最大出力５ワット以下ものに限り，テープデッキを除く。）

⑾　ステレオ（定格出力が70ワット以下のものに限る。）

⑿　電気アイロン（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が100ワット以上２キロワット以下のものに限る。）

⒀　電気ストーブ（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が２キロワット以下のものに限り，パネルヒーターを除く。）

⒁　電気こたつ（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が１キロワット以下のものに限り，あんかを除く。）

⒂　電気毛布又は電気敷布（定格電圧が100ボルトのものに限る。）

⒃　電気自動炊飯器（ジャー式自動炊飯器を含み，最大炊飯容量が４リットル以下のものに限る。）

⒄　電子ジャー（有効保温米容量が４リットル以下のものに限る。）

⒅　電子レンジ

⒆　電気トースター（オーブントースターを含み，定格電圧が100ボルトで定格消費電力が２キロワット以下のものに限る。）

⒇　電気オーブン（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が２キロワット以下のものに限る。）

(21)　電気冷蔵庫又は電気冷凍庫（冷凍室又は冷蔵室を備えているものに限る。）

(22)　扇風機（羽根の直径が20センチメートル以上50センチメートル以下のものに限り，天井扇風機を除く。）

(23)　電気洗濯機（乾燥機能付きのものを含む。）

(24)　電気掃除機（定格消費電力100ワット以上700ワット以下のものに限る。）

(25)　時計（腕時計，掛時計，置時計及び懐中時計に限る。）

(26)　写真機（使用フィルムが35ミリメートル以下のものに限る。）

(27)　デジタルスチルカメラ（レンズと撮像素子を備え，撮像された静止画像データをメモリーカードその他の媒体に記録する装置をいう。）

(28)　ガスストーブ（都市ガス消費量が１時間当たり18.61キロワット以下又は液化石油ガス消費量が１時間当たり1.3キログラム以下のものに限る。）

(29)　石油ストーブ（灯油消費量が１時間当たり0.6キログラム以下のものに限り，強制給排気式，ポット式ストーブ及び温風機を除く。）

(30)　ガスこんろ（都市ガス消費量が１時間当たり10.47キロワット以下又は液化石油ガス消費量が１時間当たり0.7キログラム以下のものに限り，１口こんろを除く。）

(31)　ガスオーブン（都市ガス消費量が１時間当たり4.19キロワット以下又は液化石油ガス消費量が１時間当

たり0.3キログラム以下のものに限る。）

㉜　ガス自動炊飯器（最大炊飯容量が４リットル以下のものに限る。）

㉝　ガスグリル付きこんろ（都市ガス消費量が１時間当たり10.47キロワット以下又は液化石油ガス消費量が１時間当たり0.7キログラム以下のものに限る。）

㉞　ガスレンジ（都市ガス消費量が１時間当たり11.63キロワット以下又は液化石油ガス消費量が１時間当たり0.8キログラム以下のものに限る。）

㉟　ガス瞬間湯沸器（都市ガス消費量が１時間当たり69.77キロワット以下又は液化石油ガス消費量が１時間当たり５キログラム以下のものに限る。）

別表第８（第11条関係）

⑴　品名及び型名（型名のない商品にあっては，品名）

⑵　商品の販売者の氏名又は名称，住所及び電話番号

⑶　商品の保証者の氏名又は名称，住所及び電話番号

⑷　無料保証期間の始期及び終期（保証の対象部分により無料保証期間が異なる場合は，その対象ごとの始期及び終期）

⑸　無料保証の対象が当該商品のすべての部分か特定の部分かの区別

⑹　無料保証の態様の修理，取替え，払戻し等の区別（保証期間内に，消費者から例外的にその費用を徴収する場合は，その条件及び内容）

⑺　無料保証を受けるために一定の条件（保証書を提示すること，転居，贈答等の場合において手続を要することその他の条件をいう。）を必要とする場合は，当該条件

⑻　無料保証の適用除外となる場合

⑼　保証書の発行により，購入者の法律上の権利が制限されることがないこと。

⑽　修補部品の保有期間

⑾　保証を求める場合の申出先（保証書以外に当該申出先を記載する場合は，その旨）

別表第９（第14条関係）

⑴　商品の販売若しくは役務の提供の意図をあらかじめ明らかにすることなく，若しくは商品の販売若しくは役務の提供以外のことが主要な目的であるかのように告げて，又はそのような広告その他これに類する手段を用いて，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑵　商品の販売又は役務の提供に際し，消費者が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項について，事実と異なること又は誤信させるような事実を告げ，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑶　商品の販売又は役務の提供に際し，将来における変動が不確実な事項について断定的判断を提供して，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑷　商品の販売又は役務の提供に際し，消費者が契約締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項について，消費者の不利益となる事実を故意に告げないで，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑸　商品又は役務に関する品質，安全性，内容，取引条件，取引の仕組みその他の事業者が保有し，又は保有すべき重要な情報を提供しないで，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑹　商品又は役務について，その品質，安全性，内容若しくは取引条件が実際のものよりも著しく優良若しくは有利であり，又は同種の商品若しくは役務と比較して著しく優良若しくは有利であると消費者に誤信させる言動（文書，電子メールその他の手段による表示の行為を含む。以下同じ。）を用いて，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑺　商品の販売又は役務の提供を行う目的で，他の事業者又はその商品若しくは役務に関し，事実と異なることを告げて，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑻　他人の商号若しくは商標若しくはこれらに類似する商号若しくは商標を使用すること又は他人の商品の形態を模倣することにより，商品又は役務に関する信用度を誤信させ，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑼　官公署，公共的団体若しくは著名な法人の業務に従事する者と誤信させる言動を用いて，又は官公署，公共的団体，著名な法人若しくは著名な個人の許可，認可，後援その他これらに類するものを得ていると誤信させる言動を用いて，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑽　商品又は役務が，法令，条例，規則その他これらに類するものにより購入，設置又は利用を義務づけられたものであると誤信させる言動を用いて，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑾　商品の販売又は役務の提供に際して，事業者の住所，氏名若しくは名称若しくは連絡先の表示を行わず，又はこれらに関する虚偽の表示を行って，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑿　契約を締結する意思を持たないことを明らかにしている消費者に対して，威圧的な言動を用いて，長時間にわたり，又は反復して，迷惑となる行為を行い，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

（12の2）　訪問販売又は電話勧誘販売に係る契約を締結する意思を持たないことを明らかにしている消費者に対して，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⒀　路上その他の場所において消費者を呼び止め，消費者の意に反して，しつように説得し，又は威圧的な言動を用いて，その場で，又は営業所若しくはその他の場所へ誘引して，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⒁　消費者の意に反して，早朝若しくは夜遅くに，又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに，電話をし，電気通信手段を用いた文書の送信をし，又は訪問することにより，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑮　商品の販売又は役務の提供に関する広告宣伝を目的として，反復して電話をし，又は消費者から送信拒否の意思表示を受けた後に，若しくは消費者に対し送信拒否の意思表示を行う機会を与えずに，電気通信手段を用いて反復して文書を送信することによって，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

（15の2）　商品の販売又は役務の提供に関する広告宣伝を目的として，消費者からの請求を受けず，かつ，消費者の承諾なく，電子メールを送信して，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑯　商品の販売又は役務の提供を行う目的で，消費者又はその親族若しくは知人の生命，身体，財産，健康又は運命に関し，心理的に不安な状態に陥らせる言動を用いて，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑰　商品の販売又は役務の提供を行う目的で，無料検査，親切行為その他の無償又は著しい廉価の商品の販売又は役務の提供を行い，これによる消費者の心理的負担を不当に利用して，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑱　主たる販売目的の商品又は提供目的の役務以外の商品又は役務を意図的に無償又は著しい廉価で提供することにより，消費者を正常な判断ができない状態に陥らせて，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑲　消費者からの要請がないにもかかわらず，商品の購入又は役務の利用を行うための資金について，金融業を営む事業者（以下「金融機関等」という。）からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧め，又は消費者に金銭を調達させて，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

⑳　申込書又は契約書（以下「契約書等」という。）に年齢，職業，収入その他の契約の締結に関する重要な事項を偽って記入するよう消費者をそそのかして，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

㉑　威圧的な言動を用いて，長時間にわたり，又は反復して，消費者に対し名義の貸与を求め，これを使用して，その意に反する債務を負担させる契約書等を作成して，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

㉒　商品の販売又は役務の提供に関し，当該消費者が従前にかかわった取引に関する当該消費者の情報又は取引に関する情報を利用して，消費者を心理的に不安な状態に陥らせ，過去の不利益が回復できるかのように告げ，又は害悪を受けることを予防し，若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのように告げて，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

㉓　未成年者，高齢者その他判断能力が不十分な者の判断力の不足に乗じて，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

㉔　消費者の知識，経験又は財産の状況に照らし，取引についての適合性を欠くと認められる商品の販売又は役務の提供を行う目的で，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

㉕　契約に係る損害賠償額の予定，違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて，消費者に不当に高額又は高率の負担を求める条項を設けた契約を締結させること。

㉖　消費者が，契約の申込みの撤回，契約の解除若しくは取消し，又は契約の無効の主張をすることができる権利を不当に制限する条項を設けた契約を締結させること。

㉗　事業者が消費者の利益を不当に害する契約条件の変更を一方的に行うことができる条項を設けた契約を締結させること。

㉘　消費者にとって不当に過大な量の商品の販売若しくは役務の提供，又は不当に長期にわたる商品の販売若しくは役務の提供を契約の内容又は条件とする契約を締結させること。

㉙　消費者に不当に不利な管轄裁判所を定める条項を設けた契約を締結させること。

⑶⓪　事業者の免責に関して，消費者に著しく不当な不利益をもたらすことを内容とする条項を設けた契約を締結させること。

⑶①　商品の購入又は役務の利用を行う際の資格を証するクレジットカード，会員証又は暗証の番号若しくは記号が第三者によって不正に使用された場合に，消費者に不当に責任を負担させる条項を設けた契約を締結させること。

⑶②　消費者等（消費者，その保証人等法律上支払義務のある者をいう。以下同じ。）を欺き，威迫し，若しくは困惑させ，又は早朝若しくは深夜に，若しくは消費者等が正常な判断をすることが困難な状態に乗じて，消費者等に債務の履行を迫り，又は債務の履行をさせること。

⑶③　消費者等を欺き，威迫し，困惑させ，その他これに類する不当な手段を用いて，預金又は貯金の払戻し，有価証券その他の資産の売却，保険契約の解約，金融機関等からの借入れその他の手段により，商品の購入又は役務の利用のための資金を調達させ，債務の履行をさせること。

⑶④　正当な理由がないにもかかわらず，消費者等に不利益となる情報を信用情報機関若しくは消費者等の親族又は知人に通知すること，又はインターネット等の情報伝達手段を用いて情報を流布すると告げることにより，消費者等に対して心理的圧迫を与えて，債務の履行を迫り，又は債務の履行をさせること。

⑶⑤　消費者等の親族又は知人で法律上支払義務のない者に対して，消費者等の債務の履行に関する協力を不当に要求し，又はその協力をさせること。

⑶⑥　消費者等に対し，契約の成立を一方的に主張して，債務の履行を迫り，又は債務の履行をさせること。

⑶⑦　事業者の氏名若しくは名称若しくは住所又は請求の根拠となる事実を明らかにせず，又は偽って，債務の履行を迫り，又は債務の履行をさせること。

⑶⑧　商品の販売又は役務の提供に関する契約に基づく債務について，不当に履行を拒否し，若しくは遅延し，又は消費者からの履行の請求に対して適切な対応をしないこと。

⑶⑨　継続的に商品又は役務を提供する契約に関して，正当な理由がなく取引条件を一方的に変更し，又は消費者に対する債務の履行を一方的に中止すること。

⑷⓪　消費者がクーリングオフ等の権利（条例第23条第１項第６号に規定するクーリングオフ等の権利をいう。以下同じ。）を行使する際に，これを拒否し，若しくは威迫し，又は術策，甘言その他これらに類する言動その他の手段を用いて当該権利の行使を妨げ，契約の成立又は存続を主張すること。

⑷①　消費者がクーリングオフ等の権利を行使する際に，口頭による行使を認めたにもかかわらず，書面によらないことを理由として，契約の成立又は存続を主張すること。

⑷②　消費者がクーリングオフ等の権利を行使する際に，消費者に対して事業者の側から商品の使用若しくは役務の利用をさせたにもかかわらず，その使用若しくは利用を理由として，契約の成立又は存続を主張すること。

⑷③　消費者のクーリングオフ等の権利の行使その他申込みの撤回，契約の解除若しくは取消し，又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず，返還義務，原状回復義務，損害賠償義務その他の義務の履行を正当な理由がないのに拒否し，又は遅延すること。

⑷④　消費者のクーリングオフの権利の行使に際して，手数料，送料，役務の対価の支払いその他の法律上根拠のない請求を行うこと。

⑷⑤　継続的に商品又は役務を提供する契約に関し，消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出に対して，不当にこれを拒否し，解約に伴う不当な違約金，損害賠償その他の金員を要求し，又は威圧的な言動を用いて契約の存続を強要すること。

⑷⑹　提携関係にある販売業者等（商品の販売又は役務の提供を行う事業者をいい，実質的な販売又は役務の提供行為を行う代理店を含む。以下同じ。）の行為が前各号に掲げる行為を行っていることを知りながら，又は提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば，その事実を知ることができたにもかかわらず，与信契約等（信用の供与をする契約又は保証を受託する契約のことをいう。以下同じ。）の締結を勧誘し，又は与信契約等の締結をすること。

⑷⑺　与信契約等に関し，販売業者等に対して生じている事由をもって，消費者が正当に商品の購入又は役務の利用に係る支払請求を拒否している場合において，消費者等に対して，債務の履行を迫り，又は債務の履行をさせること。

⑷⑻　与信契約等に係る債務が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず，与信契約等の締結を勧誘し，又は与信契約等の締結をすること。

⑷⑼　立替払，債務の保証その他の与信契約等に係る債務に関する重要な情報を提供せず，又はそれらについて誤信させる言動を用いて，与信契約等の締結を勧誘し，又は与信契約等の締結をさせること。

様式（第22条関係）

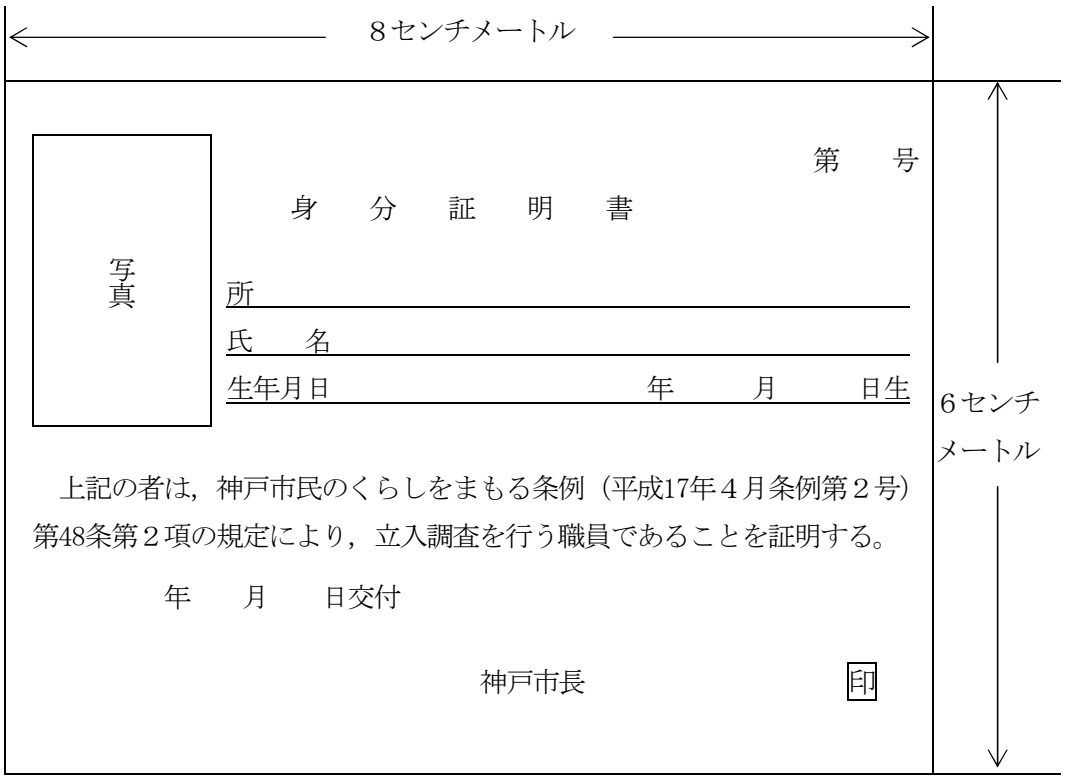
８センチメートル
第　　号
身　分　証　明　書
写真
所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生
６センチメートル
上記の者は，神戸市民のくらしをまもる条例（平成17年４月条例第２号）第48条第２項の規定により，立入調査を行う職員であることを証明する。
年　　月　　日交付
神戸市長
印